

第9回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成30年9月6日（木）10：00～12：00

会 場：市役所本庁舎2階 第二委員会室

出席者：木村民男委員（会長）、氏家靖浩委員（副会長）、庄司智弥委員、高橋興委員、
笛木啓介委員、藤原啓二委員

次 第 1 開会

2 議事

（1）いじめ防止等対策の今後の取組みについて

3 閉会

配布資料 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿

資料2 仙台市立小・中学校長の昇任時の平均年齢

資料3 教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について

資料4 平成29年度の正規の勤務時間以外の在校時間の主な理由
（教諭，主幹教諭分）

資料5 第一次提言を踏まえた平成30年度取組状況（最新版）

資料6 今後のいじめ防止等対策について（最終提言に向けて）

1 開 会

2 議 事

○木村会長

初めに、本日の会議の議事録署名でございますが、笛木委員にお願いしたいと思
います。

（笛木委員・了）

本日の議事はいじめ防止等対策の今後の取組みについてでございます。

まず初めに、今後この会議の進め方について確認しておきたいと思
います。前回会議
では、最終提言を取りまとめるに当たって引き続き検証等が必要な項目について委員
の皆様にご議論をいただきました。また、今回から最終提言取りまとめに向けた議論
を行うことにご了承をいただきました。

今後、それらの議論を踏まえ、この会議の結論として最終提言を取りまとめたいと考えております。最終提言のまとめを11月に予定しておりますので、今回も含めて議論の場は3回ございます。しかし、前回委員の皆様方から議論がまだ不足している部分があるのではないかとのご意見もありましたので、議論が不足の場合は、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけするのですが、事務局と相談をして回数を増やすなど柔軟に対応してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(一同・了)

最終提言がまとまった段階でそれを市長にお渡ししたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(一同・了)

これから議論に入るわけですが、議論に入る前に前回の会議において委員の皆様から校長の昇任時の平均年齢について、それから、教職員が何に時間を費やしているのかといった状況について、もう1つは第一次提言を踏まえた取り組み状況について、この3点の資料の請求がございました。まずはそれについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（教職員課長）

(資料2、3、4に基づき説明)

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

(資料5に基づき説明)

○木村会長

資料2、3、4、5の説明がございました。一つ一つについて確認させていただきたいと思います。

資料2について委員の皆様から確認、質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

では、私のほうから事務局に1つお尋ねしたいのですが、小学校、中学校の今年度の校長になった最も若い年齢と、それから最高齢の年齢を教えてくださいたいのですが、よろしいでしょうか。

○事務局（教職員課長）

平成30年4月に昇任しました校長の年齢でございますが、小学校ですと最年少でちょうど50歳、一番年齢が上のところで58歳でございます。中学校につきましては、一番若く校長になったのが51.01歳、最年長で58歳でございます。

○高橋委員

54歳ぐらいですと2校ぐらい経験されるのかと思ったのですけれども、この55歳平均だと事実上校長としては1校のみという校長先生が多いということになりますか。

○事務局（教職員課長）

平均で55歳でございますが、校長の学校としまして2校ぐらいが平均というふうに考えております。

○木村会長

続きまして、資料3について確認等ございませんでしょうか。

これを見させていただきまして、教員の本来の仕事に時間を費やしているという思いを持ちましたが、多分教員の多忙と教員が感じる多忙感とは違うのではないかと考えています。次回あたりに教員が多忙と感じるのはどういうふうな仕事内容かというのは、もし資料があったら教えていただきたいなと思います。次回で結構でございます。

それでは、資料4に参ります。資料4で確認したいことはございませんでしょうか。

○庄司委員

資料4で、80時間を超えた場合だけをピックアップして出しているのか、それともそうではないのか。在校時間記録簿の在校時間がその80時間を超えるか超えないかによってチェックの仕方が変わるのかどうかですが、1カ月単位なのかどうかということもあわせて教えていただければと思います。

○事務局（教職員課長）

この主な理由を挙げているものにつきましては、1カ月当たり正規の勤務時間以外の在校時間が80時間を超える者だけというふうに限って調査をさせていただきます。

○木村会長

そうすると、1カ月の在校時間を20日として、1日約4時間程度超えるということですね。庄司委員、よろしいですか。

○庄司委員

お話があったと思うのですけれども、主な理由を1つだけを選ぶという話でしたね。

○事務局

1つを選ぶということでございます。

○木村会長

そのほかございませんか。それでは、資料5に行きます。資料5について確認ある

いはご質問等ございましたらお願いします。

○高橋委員

新規事業については、進んでいるものがあつたらもう少し詳しい説明をいただきたいと思います。大ざっぱな言い方をしたのですが、例えばコミュニティ・スクールのことですけれども、7月に第1回会議が開催されたようですが、これからのスケジュール感はどうなっているのかということとか、それから、第1回目ではどんなことが各委員から意見として出たのかということが把握できていればお話しいただきたいと思います。

○事務局（学びの連携推進室長）

コミュニティ・スクールのスケジュール感でございますが、次回は10月に予定してございまして、年度内に5回程度開催する予定でございます。

また、第1回の会議で委員の方から出されました意見の主なものとしましては、組織をつくるだけではなくて学校側と地域の人たちの人間関係の構築がまずは不可欠ではないかといったご意見とか、窓口となる一部の教員だけに負担がかからないような、そういった仕組みを考えるべきだとか、あるいは、これまで培ってきた学校と地域が連携する力を高めるために仙台らしいコミュニティ・スクールのあり方を探っていくべきではないかななどの意見が出たところでございます。

○高橋委員

会議の開催は今年5回ということですが、これは会議を経て来年度から指定をするというスケジュールなのでしょうか。それとも、今のところは全く白紙で仙台らしいコミュニティ・スクールのあり方を議論しているという段階なのでしょうか。

○事務局（学びの連携推進室長）

この検討委員会でございますが、モデル校等の試行も含めた検討をしているところでございますが、スケジュール感につきましてはまさにこの検討委員会の中で委員の皆様のご意見をいただきながら検討を進めることとしてございます。

○木村会長

そのほかございませんか。

資料5について確認を終わらせていただきます。

ここから本論に入るわけなのですが、それでは最終提言に関する議論に移っていきたいと思います。

前回会議におきまして限られた時間の中で効率的に話し合いができるよう、最終提言に盛り込む項目、大まかな内容、構成などについて私のほうからたたき台となる案をお示しするということについてご了解をいただきました。本日の会議ではたたき台となる案として資料6をご用意いたしました。これが事務局と調整してつくったものでございます。

説明は事務局よりお願いいたします。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

（資料6に基づき説明）

○木村会長

本日は資料6により最終提言に記載する項目について議論を行いたいと思っております。項目の順番や章立てなどの構成に関する部分は今後整理していきたいと思っております。あくまでもたたき台ということでこのような形をとらせていただきました。

また、提言とするには議論が足りない項目があると思います。これからの議論の中でそれらについてさらに深めていきたいと考えております。

進め方についてですが、資料6の啓発・教育、学校の体制強化など、項目ごとにご議論をいただきたいと考えております。これまで委員の皆様にご意見をいただくために席順をお願いしてきたことが多かったのですが、今回はご意見のある委員さんを中心に議論をさらに深めていきたいと考えております。

初めに項目を確認させていただきますが、今ご説明あったように9項目ほどございます。全部の項目についてご議論をいただきたいと思いますが、予定の時間になりましたら残りの議論は次回に持ち越したいと思っております。前にもお話ししましたように、ご議論を十分に尽くさないと最終提言には持っていけないと思っておりますので、場合によっては臨時のもう1回の会議を増やすとか、事務局と相談しながら柔軟に対応していきたいと思っております。

それでは、1ページ目をお開きください。第1章 いじめの防止・早期発見・対応について、第1 いじめの未然防止に関すること、1. 啓発・教育、ということで、1ページ、2ページにわたっております。先ほどのご説明のように下線が今年度になってからのご議論、それから、この列の4つ目が最終提言に向けた項目の案でございます。まず、啓発・教育についてご意見のある方をお願いしたいと思います。

○庄司委員

提言の全体像の確認を2つしたいと思います。

高橋委員が最初からおっしゃっていたと思うのですが、スクラップ・アンド・ビルドのところですか。効果があるのかなのかということを含めて、単に継ぎ足すというのではなくて、現状の対策というものがどうなのかということも含めて検討するという話をこの会議でやるのかどうか。スクラップ・アンド・ビルドについては「検討すること」という形で提言に入っているのですが、この会議ではやらないという話にするのかということところがまず1点目。

もう1つが、仙台市で既存の対策がなされていたので、それに乗っかるような形で項目自体を立てているわけなのですが、その項目立てでいいのかという点が若干最初のほうでも議論があった気がします。このあたりのところをどのように考えるか、個人的には仙台市のほうで考えていた対策の項目立て自体が果たして適切なのかが検討すべきところかという気はしていたところではあります。

そこについて皆様はどのようにお考えかと思っていました。

○木村会長

2つございました。これまで行ってきたさまざまな取り組みについて一つ一つ検証すべきなのか、いや、そこまでは踏み込まないのかというご意見。これについては事務局にお聞きしたいと思いますが、一つ一つの検証についてはかなり難しいのではないかと考えていますが、検証と、専門家会議なので本来ですと一つ一つについても検証は必要なのだろうというふうに思っています。その辺、事務局の考えをお聞きしたいと思っています。

2つ目の項目については、これを第一次提言に基づいて項立てしましたが、新たな項目が出てきても私は差し支えないと思っていますので、その項目が「いや、実はこういう項目も必要ではないか」というご議論が委員の皆様から出てきたら、それも加えて提言の中に入れていきたいと考えていますが、この2つについて事務局はいかがでしょうか。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

まず1点目のスクラップ・アンド・ビルドのところですが、これまで全体の施策を検証いただいているということで、1件1件についてというふうなことはやはり難しい部分もありましょうし、こういったところで方向性を大きなところで皆様からいた

だいて、そして我々仙台市、あとは教育委員会のほうでそれを生かしていくというようなことでやっていけたらなというのが私どもの考えでございます。

2点目の項目立てについては、まさに皆様のところでこういう施策、今までは防止・早期発見・早期対応というふうなところでありましたが、そういった視点のところからこういうような取り組みというものも重要ではないかと、そういうものがあればぜひお示しいただいて、そこはあと構成のところで構築していただければという思いでございます。

○木村会長

検証の件では先ほど庄司委員からも出たように、本来ですと一つ一つについてやるべきだとも思っておりますが、かなり膨大な量でございます。今後やはりスクラップ・アンド・ビルド、スクラップが必要だという部分については各学校のアンケート、校長会へのアンケート、あるいは校長会との連携など、これは実際に効果が薄いというものについてはスクラップしていくことが必要なのではないかと考えています。

この会議ではかなりの膨大な取り組みをしていますので、その中でスクラップしていくことも必要だという、各委員から何度も出ていますので、その辺を市当局、事務局のほうに委ねていきたいと思っているのですが、委員の皆様いかがでしょうか。委員の皆様からもそのような考えでいかがでしょうか。

○高橋委員

私が冒頭からこだわっている新規の取組み、それがスタートしてもう半年ぐらい経ったはずですが、こういったものについて提言したのはこの会なわけですから、それが本当に当たっていたのかどうか。半年は施策展開期間としては短いけれども、制度設計までちゃんとした提言ではないものもあり、そういったものは予算をつけて事務局で具体化していただいたわけですが、それが少なくともスタートして学校教育現場で3カ月、もう夏休み終わりました。それが具体的にどう動いているかというあたりは、私どもはきちんと知らせていただかないと先に進めないのではないかと、進むべきではないのではないかと基本的に考えているわけです。

○木村会長

高橋委員からそのようなご意見がございました。ほかの委員の皆様はいかがですか。

○庄司委員

どこまで踏み込むかというところとも絡んでくるのだらうと思うのですが、

具体的に政策提言という形までやるのかどうかということだと思っております。

例えば、「学校の先生に対して研修を行う」ということを提言に盛り込んだとして、ではその提言を実行するに当たって「学校の先生方の研修が増えてしまって、大変になってしまったのでは本末転倒になるおそれもある」のであれば、その現状の研修というものがどういうことを対象にしている、どういう狙いで行われているのか、そういったところも含めて検討しなければならないと思います。さらに踏み込むという見方でいくのであれば、研修の中身をどうしなければいけないのか、何が足りなくて何が重なっているのか、重複しているのかというところも見ていかないと学校の先生方が大変なことになる可能性があるという話です。そのあたりまで踏み込むのではなくて、まだ若干抽象的なところ、「研修が重要だ」というところでとどめておくということであれば、これまでの部分については余り見ないということも1つ方法としてはあるかとは思っております。

なので、この会議で大まかな方向性、つまり不足している政策ないしは制度がどこにあるのかという点を見ていくのであれば、それはそれであり得るのだろうと思うのですが、そのような見方をするのであれば逆に今の章立てというのは少しおかしいのではないかという気がするというところでございました。

○木村会長

庄司委員からも出されましたけれども、確かに一つ一つをきちんと検証して次のものに持っていくというご意見は私も納得します。しかし、一つ一つの取り組みについてそれをやっていった場合にかかなり膨大な量と時間を要するのではないかと。ここでは大きくくりの中で全体的にいろいろな取り組みが多過ぎる、それを学校で本当に消化し切れているのか、だとすればその効果を早急に検証して、スクラップするものはスクラップして、新たなものを立ち上げる場合は大きくカットする分もあっていいという方向で進めるべきだということで、この会議では提言せざるを得ないのではないかと考えていたのですが、その点について委員の皆様いかがですか。

○氏家副会長

本市のいじめ防止に関する条例のパブリックコメントを求める件について、かなりの頻度でニュースに上がっているのを見たときに、私自身が改めて気づかされたことが幾つかあります。1つは以前の会議のときに、本来よく条例の場合ですと行政内部からの提案というよりも、求めに応じて住民の側の方が趣旨に特化する形で必要だと

いうことで上がってくるのが多いのが、今回は、政府提案ではないですけども、こういう形で上がったものに対して想像以上に、市民の方々が、心の中に少し踏み込まれたような条例であるとか、かえって教員の多忙化が増すのではないかと、子どもと向き合える時間が少なくなるのではないかとということで、幾つか反論や提言が、カウンターのような形で上がってきたものが思ったより多かったことに驚きました。

というのは、決して軽く考えるわけではありませんけれども、私はこの市が宿命的に、最近背負った課題として、いじめはやはり避けて通れない問題だろうという思いがあって、それで、条例という形で出ることに対して、多忙感が増すとして、それは向き合わなければいけないのではないかという思いがあったときに、いざ提案されてしまうと想像以上の「市民はそういう形で出されたものを我々は簡単には承認できない」と言いたいような声が上がったことについてマスコミを通して知ったときに、それがどういうレベルの反発なのかはわからないと思いました。市当局からの提案だからということでの反発なのか、それとも、まさに内容自体も踏み込み過ぎているから「それは支持できない」というものなのか、そこは図りかねました。今回のいじめ防止も、私は余り崩さない形で進めていいのではないかという思いがあるわけなのです。ただ、個々の先生方にしてみると、私が肌で感じているのは想像以上にいじめの区別や体罰の区別がついていなくて、「このぐらいは」と見過ごしてしまったり、ご自分自身が校内でうまく連携がとれないままの先生方もおられたりするのではないかと思ったときに、このままの表現をさらにもう少し変えるような形にできないかという思いも生じてきています。それはもしかすると個々の先生方だけの問題というのではなく、まさに市民の方にお示しするときに一目でわかるようないじめ防止対策の最終提言がこう位置づくのですよという、何か理屈上ですんなり理解できるようなイメージもつくっておけたらと思います。

○藤原委員

高橋委員のおっしゃることはとてもわかります。私も気になるところなのです。ただ、それを途中経過でお知らせいただくのはいいのでしょうかけれども、それがよかったか悪かったかというのは、私たち五、六人で議論して提言をして、実際に実行したのは仙台市なのです。そのよかったか悪かったかという責任というものは仙台市にあると思うのです。それを私たちに、言葉は悪いですけども、責任というふうに言われても困るところはあるのかと思います。

ただ、施策として提言した以上はそれをやるやらない、チェックは必要だと思いますので、提言して行われた施策についてのチェック機関といったものを私たちが求めていくのも1つの方向かと。それで、定期的に、年に1回とか2回とかチェックしていく。そこまで私たちも踏み込んで話を進めていってもいいのかとも思います。

○笛木委員

今まであることにいろいろなことが加わっていくと大変だと、それは確かにそうなのですけれども、もともといじめ対策というのはこういう会議も開かなければいけないぐらいの大きなことが起こってしまって、それを乗り越えるためにオール仙台市として頑張っていかなければいけないというところなので、学校の教員もこのところを踏ん張って、取り組みを進めて、あったことは帳消しにはならないけれども、今後二度とない仙台市の環境づくりというのか、学校の体制づくり、そのところに持っていかなければいけないということなので、全部やろうとすると物理的に全部できるのかという気もしないでもないのですけれども、「そんなことを言われたってそんなにできないよ」というぐらいのことをやらないとこの問題は乗り越えられないという、覚悟のようなものがないとだめではないかと思います。

そんなに通り一遍のことをやって済むのだったらわざわざこの会議もつくらないでしょうし、条例と言ってわざわざ出さないでしょうし、そういうことをやっているのだから大変なことを乗り越えなければいけないのだという、そういった覚悟を教員のほうも当然持ってもらわないといけないと思うのです。

○木村会長

全体にかかわる重要な部分だと思います。そのほかございませんか。

では、私から、各委員方のお話を聞いて、検証専門家会議なので当然のことながら「個々のものについてもきちんと検証すべきだ、そうでないと前に進めない」という委員のご意見もありましたが、それについてはよく納得ができます。

しかし、それぞれの取り組みが膨大なものですから、ここで一つ一つについて検証するということは物理的に不可能かと思っています。だからやらなくてもいいとは思っておりません。各委員から出されたように特に必要なもの、これだけは絶対やっつけていかなくてはならないというようなものについては、個々についても触れながら議論をしていきたいと思っています。

例えば、前から高橋委員から出されていたコミュニティ・スクール等については、こ

れは早急にやっつけていかないと、学校だけの責任ではいじめはなくなるとか、全体を網羅しながらも個々でこれだけはこのものについてもこれからご意見を出して、それらについてもこの中に含まれるような最終提言にしていきたいと思うのですが、委員の皆さん、よろしいですか。

(一同・了)

それでは、またもとに戻ります。項目についてはいろいろつけ足したり、あるいは変更したりすることは今後可能ですので、ただ、たたき台がないとどこに位置づけていいのかなかなか難しいですので、その点もあわせてご意見をいただければと思います。

それでは、1つ目の啓発・教育の中でこれだけはこのものがありましたら、出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤原委員

1つ、1ページ目の一番下のところで学校外の居場所とか、そういったものを子どもたちに伝えたいとなっているのですけれども、啓発そのものというのは、前も言ったのかもしれないのですけれども、子どもたちは当然なのですけれども、学校の先生もそうですし、保護者、それから地域も含めて、啓発というものはかかわっている人全てにだと思ふのです。

それはここでいろいろ意見が出まして、すごくいい意見もたくさんあるのですけれども、それを見てもらって、感じてもらって、行動に移してもらわないといけない。

1つの方法論として、ここにはなかったのですけれども、例えば今笹木委員が話したように仙台市としての覚悟ということであれば、例えば市政だより1ページを使って子どもについてアンケートをとってみたい、それで、いろいろお話を聞いているとやはり子どもたちだけではなくて保護者の家庭での子どもへのかかわり、そういったものもいじめの1つの原因となっているといった話もありますから、それを考えると、保護者、お父さんとお母さんがきっちり子どもについて話し合う時間というものはあるのかと考えてみたのです。そこが不足しているのかと、そこが土台ではないのかと思います。それを子どもたちが見ていて、お父さんからもお母さんからも何も言われないからいいこと悪いことの区別がつかないといったこともとても影響するのかと思います。

私が今お話ししたアンケートというのは、例えば核家族になっていて、お父さんが単身赴任で1カ月に1回しか帰ってこないといったときにも、例えばお母さんがひとり

で子どもを見ていて大変な孤独な状況といったときに、一月に1回ぐらいは子どもについて話をするといったような、そういった差し向けるような子どもについてのアンケートみたいなものです。そういったものやってもいいのかなと思います。

市長が一番初めに政策の中で挙げていたじめの問題ですので、そういった決意も必要なのかと思っていて、それと、それはお父さん、お母さんだけのアンケートではなくて、地域の方についても学校に希望するものとか、そういったものでもいいと思います。

それから、高齢夫婦だけの世帯もありますから、これまで自分たちが子どもたちを育ててきた上でのヒントになるような意見とか、そういったものも必要ですし、逆に保護者からは学校に対する、地域に対する要望とか、そういったものも1つの方法論としてアンケートとして集約して、それが土台になっていくのかなと思うのです。

私たちが議論している中身はあくまでも理想に近づいたような議論だと思います。けれども、今何を求めているのかといったものを聞かないことには、それは幾ら私たちが言っても人は動かないです。納得性がないと動いてはくれないと思います。

であれば、やはりそういったものも今後検討していただいて、やった上で、そこも含めて提言したほうがいいのかも思っていて、そののところ、これまで話してはいなかったのですけれども、啓発といったものは広くといった意味もありますので、そのところを私たちの提言で1つ項目に加えていただいたほうがいいのかどうかというところをご議論いただければと思います。

○木村会長

子どもや保護者からのアンケートをもとにして意識を喚起していくことも1つの方法ではないかという藤原委員からのご意見なのですが、何かアンケートとか、そういうことは教育委員会としてやられていますか。

○事務局（副教育長）

教育委員会として、保護者あるいは児童生徒に対してお一人お一人やっているというものはございませんけれども、各学校においては例えば、これは全国的なものでもあると思いますが、学校評価アンケートなりというものをお願いしていることはほとんどの学校でやっているかと思います。

その中で各学校それぞれのやり方でやっている部分ではございますけれども、学校に対するご意見であるとか、そういったことについては特に保護者の方々から伺ってい

るという機会は現行ございます。

○藤原委員

少し補足というか、言い足りなかったのですが、学校サイドで保護者の方には多分アンケートなどをとられているのかもしれないのですが、社会として、社会の問題ですから、行政も一体と一緒にやっていく、学校側からお父さん、お母さんに考えてねと、行政としても考えてねという双方向性のプレッシャーというか、気づきを求めていったほうが、忙しいのはわかるのだけれども子どもは大事であるということを感じていただいて考えていただくことが私が言った目的です。

○木村会長

各学校ではやっていると思うのですが、各学校だと子どもたちと保護者の範囲内となります。そうではなくて、仙台市の本気度ということも含めて市民に対してのいじめに対するアンケート等が必要ではないかという藤原委員のご提言でした。そのほかございませんか。

○氏家副会長

2つほど申し上げたいと思います。私も父親ですので、父親という立場で申し上げますと、仙台市にいろいろなことがあったときに、親たちのネットワークの中で、仮に先生の側に要因があったり、クラスで何かがあったりしたとしても、家族がしっかりしていたら、何か気づけたのではないかということを行う親もいます。

学校で子どもが苦戦することがあったときに助けてもらえなかったのも先生だけが悪いと言ってしまっている、多分それは解決にはならない。学校に責任があることでも、親の側でも何か気づけなかった部分があるのかもしれないのに、重大なことが起きてしまうと全部学校だけの責任にされてしまったら学校の先生もやってられないのではということをお話するときには話題になります。

それで、先ほど条例でも、家族のところに踏み込むのはとても慎重になると改めて思った部分が半分はあるものの、今藤原委員の意見を聞いていると、仮に校長先生がなかなか機能しない学校であったり、担任がうまくクラス運営ができなかったりしたときに、それを家族がうまく子どもを支えるぐらいの家族関係ができればというような話は、親だけでの話のときには出ることがあり、ここ最近この市であった不幸な出来事を踏まえた上で、家はどうだったのだろうという話はやはり聞くことがあるので、無視はできない部分なのではないかという思いがありますというのが1つです。

ただ、だから示し方一つによってはすごい反発が出てくる部分もあると思うのですが、それが1つと、もう1つがまさにいじめの未然防止に関することというところで、ここは自分の専門性を踏まえた上で申し上げますが、本当に学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけないといえますか、学校だけが全てではないということが、児童生徒はもちろん、一般社会も、あと先生方にもっとわかっていたらかなければいけない部分で、不登校をゼロにする一番の道というのは何なのかというと、上手に休ませることだというのはこのごろ理論化されつつあるのです。

要するに先生方は不登校を起こしてはいけないと、休ませないように休ませないようにと言っているうちに子どもは疲弊してしまうし、「自分がこれほどまでに学校に行きたくないということを無理に来させようとするのだな、この人は。だから、この人は当てにならない」ということで子どもは背を向け、不信感を持ってしまう。

それよりも、いかに上手に休ませてあげるか、あるいは養護教諭とうまく連携をとりながら、教室以外で保健室をうまく活用すると比較的教室復帰が早いという事例が出つつあります。

ですから、不登校のゼロを目指すのだったら休ませるという逆説ができていくぐらいですけれども、これが意外と浸透しなくて、なぜかというやはり不登校を出した担任と言われたくないとか、あと、校長先生がどこまでそれを許容するか、それとも受けとめるかですけれども、「うちは不登校もない学校ですよ」とやはり言いたい校長先生からすれば暗に不登校の子は出したくないという言い方になる校長先生がおられることもうかがいます。しかし、休むことによって、もしかすると完全な解決ではないけれども緊急回避的には、まず一番の大変な部分は回避できる可能性があることは専門レベルの理論上でわかっておく必要があります。ただ、ひとところよりはこのごろ啓発が進んでいるとは思いますが、親御さんやご本人は、実は休むということは相当勇気が要ることだと思います。さらに高校で退学を安易にしてしまうことは、やはり解決にはならないことも知っておく必要があります。ではどうすべきか。とても居づらい学校に居続けることで失われてしまうマイナス面を考えるのであれば、やはり学校以外に居場所があるべきだと思いますが、学校以外という選択肢をどのように確保してあげるかということ、子ども本人にも、親にも先生にもわかってもらえるような何段階かの理屈づけみたいなものが入って、最悪の事態はこうやって回避することが可能ではないかということを示していかなくては、という思いがあります。

○庄司委員

まず、そもそも論で申しわけないのですけれども、ここで「いじめ」ということについて、私が読んでいると違和感が非常にあるというところがございます。「いじめ」というのが、結局現在の定義で「やられた側が嫌だと思ったら全部いじめだ」というところを出発点にする以上は、「いじめ」と言われている行為をやっている側に故意過失がまるきりない場合だってあるわけなのです。それを「やってはだめだよ。やってはだめだよ」というふうに言っても無駄だと思うのです。全く故意過失がなくたって「いじめ」に該当するということはあるので、やっている側は自分でコントロールできないですよ。ここが出発点でなければならないと思うのです。

一方で、「いじめイコール犯罪」というような風潮も、実はあります。何かというと傷害的なものであるとか恐喝みたいなものであるとか、そういうものが多く取り上げられるものだから、「いじめは犯罪だ」という表現というものもどうしてもあると。この両極端のものがあるのが現在の定義だというところが出発点になってこないと、どうしても違和感が残る形になってくるのではないかと思います。

というのは何かというと、学校が一所懸命今の定義で「いじめ」というものをピックアップしてきちんとフォローを入れようと思うと、本当に「嫌だなど思うことがあったら全部いじめだ」という表現でとっていくわけですから、ちょっとしたこと、それこそクラスメートが挨拶をしたときに返してくれなかったというときに、全然聞こえていなかった、別に何か作業をして、集中して何かやっていて聞こえていなかったという例であっても「いじめ」と言われることになるわけです。

そうすると、そういうものも全部ピックアップしていき学校の先生が対応していくということになるわけなのですけれども、それをやればやるほど件数は増えていくわけです。件数が増えていけば増えていくほど「何だ、学校というのは犯罪がすごく横行しているのではないかと」、「ひどいことになっているのではないかと」という印象になっていくということになりかねないわけです。

そうすると、やらなければいけないこととしては、今の法律の定義で言ういじめというものは必ずしも悪意があってやっていることではないものも全部含んでいるというところを、学校内だけではなくて、一般の方々にも伝えていかないといけないだろうというところがどうしてもあるだろうと。

それがないと、結局バッシングがすごいというところを見ているだけに、学校の先生

方が指導しようと思ったときに、「いじめ」と言われること自体に対する抵抗感、やったことがどうなのかではなくて、「いじめ」と言われることに対する抵抗感でこじれていくという例が多々あるのだらうと思います。なので、このところをきちんと意識的にやっついていかないと出発点がずれてしまうのだらうという気がします。

その上でということになるのですけれども、嫌だと思ふ行為が積み重なっていくことによって、やられた側が本当に精神的に追い詰められていくことは多々ある話でございまして、相手方に悪意があるかないかにかかわらずどんどん追い詰められていくという例もあり、それこそ大変な事案になってしまった例でも見受けられるわけなので、そのフォローというものをきちんとしなければいけないと。

なので、そういう両極端があつて、それぞれに加害者だと言われている人というのがある、そういうときにそれぞれに対して学校の先生方は指導していかなければいけないということを考えたときに、それが指導をきちんと受け入れてもらう、あるいは学校としてというわけではなくて、社会としてもきちんと考えていってもらうということの出発点は、やはり「いじめ」の定義が昔とは全然違つていて、極めて広いものになっていますということ。この「いじめ」というものには、やっている側に悪意がないときもあるということ、仙台市民全員がわかっているぐらいの話にまで持つていけないと、そのいじめの行為に対する指導を、「いじめ」と言われることによって全然受け入れられなくなってしまうということがあるのではないかとこの感じがします。

○木村会長

いじめそのものの定義、要するにいじめられた側の嫌な気持ちも含めて、学校のみならず地域にもしっかりと認識してもらふ必要があるのではないかと、そうでないと学校での指導が難しくなるのではないかと。

私も経験があるのですが、本当にどちらの子どもも自分の教え子ですので、学校の先生というのはすごく難しいと思っています。だからこそ、いろいろな関係機関との連携、これも後で出てきますけれども、スクールロイヤーも含めてスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカー、そのほか関係機関、そういうところと連携していかないと学校だけでは解決は難しいのかと思います。

それから、今庄司委員から出されたことを市民の方々にも認識していただかないと、学校での指導はかなり難しいのではないかとこのご意見でございました。

○高橋委員

先週ある学会が関西であり行きましたら、そこに教育再生実行会議のメンバーの方がいらっしゃって、いじめの話をしたのです。そうしたら、教育再生実行会議の中で当初はいじめについて議論したときに、いろいろな分野から出ている委員の意見がほぼ一致したのだそうです。それは、議事録には出ていないけれども、いじめは人間のさがとも言うべきもので、どんな施策をやってもなくならないのではないかと、ということだったそうです。しかし、教育再生実行会議としてはそういう結論で何もやらないというわけにいかないで、もう少し前向きに解決を図る施策を提言しなければいけないということになり、結局出てきたのは、木村会長がおっしゃったように、やはり学校だけの問題にしてはいけないと。もう少し幅広い多くの人たちが意識を持って解決を目指そうという動きになっていかなければ、決してなくすことはできないのではないかと結論になり、いじめに対する教育再生実行会議の提言がまとまったということです。

それで、先ほど氏家委員がおっしゃった中に、仙台市が制定を目指している条例の問題がありました。前の話の繰り返しというよりも、いじめに対する普及啓発というところはやはり非常に重要だけれども、成果を上げるのはなかなか難しいと。条例も別に罰則規定があるわけでも何でもなく、条例をつくることによって幅広い市民の意識喚起をするということだろうと思うのです。

けれども、仙台市の難しさは、先ほど氏家委員がおっしゃったように、仙台市みたいな大都市になるといろいろな市民がおられて、そういった中には、市長だ、議員だ、あるいは市役所、教育委員会などが関わって、あのような条例が出てくると、なんとなく「胡散臭い」とか、「警戒心や抵抗感」を覚えて、かえって引いてしまう市民がいるということも意識していろいろな取り組みをしていかなければいけないのではないかと、ということだけを申し上げたいと思うのです。

○木村会長

委員方から幾つかのご意見が出されましたが、私は啓発の意味も含めて藤原委員さんから出された全市民に対するアンケートというのはとても重要な部分でないかと思っています。当然内容の吟味、それからどういうふうな手順というものは必要ですが、市民全体で意識していただくということも必要かと思っています。

とても大事なところなので、ここで時間をたくさんとらせていただきました。

次の3ページ目をお開きください。2. 学校の体制強化等についてご意見をいただき

たいと思います。

○庄司委員

確認なのですけれども、スクールソーシャルワーカーの拡充で2名増員したということ、あるいはスクールカウンセラーの拡充をしたということで、これによって学校側の利用というものが増えているのか増えていないのかというのはデータとしてありますか。

○事務局（教育相談課長）

スクールカウンセラーのほうは今ケース対応の数は把握していませんのですけれども、スクールソーシャルワーカーについては2名増員していることで、年度の今の時期を考えると確実にケース対応の数は増加している状況です。

○庄司委員

増加しているということで、スクールソーシャルワーカーの活躍があったということだろうと思うのですけれども、スクールソーシャルワーカーというのは必ずしも具体的ないじめとは限らずに学校の関係で活動すると思うのですが、このスクールソーシャルワーカーがどういう事案で今活動しているのかという統計をとっていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

はい、とっています。

○庄司委員

その中でいじめというのはどのぐらいありますか。

○事務局（教育相談課長）

数的には少ないです。多いのが家庭関係の調整であるとか、それにかかわる不登校問題、そういったケースが多い状況です。

○高橋委員

いじめ対策支援員も拡充ということで、学校職員の助言等も行っているということなのですけれども、キャリアとか経験とか、どういう方々が選ばれて配置されているのでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

いじめ対策支援員ですけれども、現在20名小学校に配置しております。10名が教員OB、またOG、それから、残り10名が元警察官になります。

○高橋委員

警察官が選ばれる理由というか、狙いというのはどういうことですか。

○事務局（教育相談課長）

例えば、特に小学校ですけれども、子どもたちの問題行動に対する対応、こういったところを教員に助言をしながら一緒に協力して対応していくというところで有効性を捉えています。

○木村会長

今年度になってからも6回、8回などで委員の皆様から幾つかの意見が出されて、それが最終提言に向けた項目案として3項目上がっているわけですが、これでよろしいでしょうか。

○高橋委員

これほど手厚くやると、ホームルーム担任などの当事者意識というのは弱まらないのでしょうか。例えば中学校にはいじめ専任の教諭も配置されていますよね。そうすると、やはり学級経営が根本になければならないと思いますけれども、そういったいろいろな方々が来て、困ってくるとそういった人たちにお願いするとか、そういう気持ちになる気がするのですけれども。何もかも今先生方はいろいろ大変だという中でいじめの事案が発生して、様々なことをやらなければいけない、パンクしてしまいそうだということもわかりますけれども、一方でこれほどいろいろな形で、教員以外の人々による支援策を講ずるといのはマイナスもあるのではないかと考えているのですが、どのようにお考えでしょうか。

○事務局（学校教育部長）

今までの学校現場の対応というところを振り返ってみますと、どうしても担任なりがひとりで抱え込むというのが一番大きな問題であったと思っています。新しいいろいろな人材が入っていくわけですけれども、その人たちに担任の仕事を回すというのではなくて、複数の目で子どもたちを見守る、そして組織的に対応する、そういった組織の中での役割分担をしっかりとっていくという趣旨で、それぞれ今まで担任が足りなかったところを補うという趣旨でこういった人材が必要であると考えているところでございます。

○笛木委員

今の高橋委員の疑問点に対して現場の様子で言うと、私は東京の大田区の学校に勤

めていますけれども、大田区には全部で90ぐらいの小中学校があるのですが、問題行動対応サポートチームというものがあって、もともと大田区というのは東京の湾岸の地域なので生活指導上かつては非常に大変だったところなのです。そういう問題行動に対応するために退職校長などの立場の方がサポートチームとして大変な中学校に入っていて問題を収束する手助けをするというためのチームだったのですが、最近は小学校に入っているのです。中学のほうが割と平和になってきたということもあるのですが、小学校のほうは何が大変かという、小学校というのは基本的に担任の先生がひとりで自分のクラスを見なので、複数の目で子どもたちを見るというのはあまり得意ではないのです。担任が自分のクラス、例えば35人いる自分のクラスの子どもたちがいて授業をやるときに、例えばその中に発達障害があつて授業中落ち着いていられないという子が2人いるともうお手上げになってしまうのです。それでその授業自体が進まなくなるとか、その子の対応に追われて担任が疲弊していくことにもなります。

ほかの先生、ヘルプといっても専科の先生が、学校規模にもよりますけれども、1人か2人いて、あと副校長がいて、校長がいて、日常的に校長が教室に入っていないともう授業が成り立っていないというような小学校がとても多いので、今まで大田区ではサポートチームは中学校をサポートするという目的でつくられたのだけれども、今では中学校はほとんど関係なくて、小学校ばかりとなっています。そういう人は小学校の拠点校に張りついていて、そこの学校でサポートしていくということになります。実態からすると、昔のように、小学校の担任の先生がいて、子どもがみんな先生の、中には言うことを聞かない子どももいましたけれども、それなりに授業は成り立っているということでは済まない感じなので、いろいろな立場の人を入れざるを得ないのかと思います。

仙台市立の小学校120校に対しでいじめ対策推進員が20人配置ということなので、これは薄くはないという気がします。例えば今うちの学校は、こういういじめ対策ではないですけれども、特別支援対策、不登校、発達の問題を抱えていたりで別室登校が多かったり、週に3人で21時間ぐらい特別な別室登校に対応するための時間を21時間ぐらいもらい、さらに不登校加配といつて、東京都は不登校が多いと加配があるのですけれども、その教員が1人いてというような状況で、人手はあればあるほどいいという、そういう状況が今の学校でございます。

○氏家副会長

私は高橋委員と笛木委員の真ん中をとるようなことを申し上げるのですけれども、こういった形のサポートがあっても、先生なり学校が、使えるコミュニケーション力が必要だめだろうと思います。

自分も教員として大学で教鞭をとるようになってから20年ほどになるのですけれども、毎年同じ年代の学生に授業をやっている、今年は何か随分みんな静かに聞いてくれていいと思う学年があったかと思うと、うまく授業が進められなかったりすることを感じたときに、私など大学の人間というのはまだそれだけで済む部分があるでしょうけれども、小学校、中学校、高校の先生方の場合でしたら、少しうまくいかないというだけで先生も悩むでしょうけれども、先生ご自身がそれでもコミュニケーションがうまくとれる先生で他の先生にもSOSが出せるような先生でしたらこういったところにもつながれようというふうな学校からの流れも出てくるでしょうけれども、うまく進められなくてそのまま内向的になって、先生ご自身が病んでしまわれてしまったり、クラスの中で起きている何かに気づかなければ、やはり思わぬ不幸な出来事も誘発しかねない部分もあったり、個々の先生方のコミュニケーション力が、「鍛えられる」という表現がいいのか、それとも「自覚できる」でしょうか、若い先生なら若い先生なりに自分はこういうところはちゃんとやれるとか、10年目、20年目くらいでこちら辺は得意であるとか、こういうところは苦手であると自覚できるように、個々の先生方ご自身のコミュニケーション力なり、学校全体の経営ではなくても、学級経営であったりクラスの経営の得手不得手みたいなどころとコミュニケーション力が個々の先生方がとれるような形がとれていないと、こういうものが幾らあっても機能しないのではないかという思いが1つあります。

あと、結局この流れですが、自分が教員の職務として、幼稚園、保育所などに実習の訪問で行って園長先生と話をしたときに、今の保育所、幼稚園の最大の課題は何ですかと聞くと、親だという結論になってしまう場合があります。子ども同士で何かがあると、親のほうがいじめた、いじめられたになってしまったりするときの対処について、保育士、幼稚園の先生の大ベテランの方ですら苦慮する現状を考えたときに、子ども同士はこうやっというがみ合いながら互いを認め合ったりもするものですよと言っても、「先生、いじめをそうやって詭弁でかばうのですか」といった話になると、対親というか、対おとな、あるいは対ネット社会の書き込みのほうがむしろ先生方の仕事を相当圧迫する面もあるのではないかという思いもあります。まず考えなければい

けないのは、個々の先生方のコミュニケーション力の向上と、個々の先生方のキャリアに応じたご自分のクラス運営であったり、教員同士の呼吸合わせの感覚、自分の得手不得手が自覚できるようなものがあってはじめて最終提言のこの項目に来るのかなと思います。チーム学校というものが一昨年ぐらいから叫ばれていますけれども、これはまさにその自覚がないと成り立たないのです。そうしないとチーム学校というのはただの看板にしかありません。個々の先生方ご自身のコミュニケーション力への自覚であったり、自分のキャリアに応じた得意不得意みたいなものに対する自覚が大事であると思います。

○庄司委員

さらに関連でということで、笛木委員がおっしゃること、あるいは高橋委員がおっしゃること、そのとおりでらうと思うのです。もちろん氏家委員がおっしゃるとおりとっていて、弁護士の立場から見るという話になるのですけれども、トラブルがあったと言って、事件として裁判になってしまっているものを見て、事件の判決を見てもそうですし、あるいはそこまで行かなくて、トラブルがあって学校の先生方にお問い合わせに行くというような事件対応をしても、やはり学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは対策支援員という制度があってもそれを全然活用できていないというか、全く担任の先生や校長先生が「いや、それはないのですから」ということで、いじめはないという前提で全く対応しないこともあったり、あることを知っていても全然活用しないというパターンであったり、そもそも制度があることがわかっていなかったりという、なかなか学校によって対応が早い学校と遅い学校というのはかなり差があるというところだと思います。それを踏まえて考えると、笛木委員にぜひ教えていただきたいと思っていたのが、校長先生や教頭先生のレベルで全然意識が違うということがあり、校長先生や教頭先生が意識を高くして、情報共有をしていって制度をきちんと使いこなしていくために何が必要かというところと、あとは上の先生方が全然対応してくれない、要するに現場の先生、担任先生とかあるいは顧問の先生とかが、いじめとかあるいはトラブルを把握して上のほうに報告をして「何とか対応したいと思うのですけれども」と言っても動いてくれなかったときに、その担任の先生たちがどこに訴え出ていけばその制度を活用できるのかというところも手当てをしていくというところが両方必要かと思った次第です。

それがあると保護者、あるいはその代理人として弁護士が行ったときに、学校が全く

動いてくれないという状態になったときに、担任の先生に対して「では、上が動いてくれないというのだったら、こういうところがあるからそこにいってみてください」ということができたりするかとも思ったところでございます。

校長先生、教頭先生に、どう意識を持ってもらうのがいいのかという点について考えるということも必要かという、2点でございます。

○木村会長

今、いろいろな部分で学級経営、学級づくりが土台となる。そうすると、教員の指導力あるいはコミュニケーション能力、それがまず前提にないといろいろなサポートの方が学校内に入ってもうまく機能しない。それを動かすのは誰かという、やはり校長、教頭だと。管理職のリーダーシップ、どのような学校経営をしていくのか、自分の学校の子どもたちをどう育てるのかというビジョンとか夢とか、そういうものがないと、せっかくいろいろなものを相談されても「まあ、それはいいよ」みたいな感じになってしまうと担任の先生はなかなか動けない。

担任の先生が別なところに相談ということもあるのですけれども、校長、教頭を越えてどこかに相談してそれを解決するということは、学校の文化としては非常に難しいと思います。本当はそういうことも必要なのですが、やはり学校がもっと柔軟に対応できるようにならないと機能しないのかと。校長の役割というのは非常に大きいと思っています。

○庄司委員

学校の文化として難しいのは重々承知しています。承知していて、なおそこを手当てしておかないと仙台市の対策として十分とは言えないのではないかとというのが懸念として出てくると思います。

そこを手当した上で、やはりそうはいっても文化としては学校の校長、教頭を越えてというわけにいかないでしょうから、校長、教頭にきちんと意識を持ってもらうためには何が必要かというところで笛木委員のアドバイスをいただければと思ったのです。

○笛木委員

何かあるということがわかって動かない校長、いないわけではないですよ。ならせたのは誰だということにもなりますが。前に勤めていた区の教育長は、だめだという校長の学校にわざわざ行って、「あと残り1年あるけれども、君は辞めなさい」などと言っていました。東京都の場合は、任命するのが東京都で、僕らは東京都の職

員で、勤めているのは区とか市となります。やはり教育委員会が任命するときの任命の仕方、この人はならないほうがいいのではないかということをしっかり判断していただくというのは当然必要かと思います。それで、なった後に何かおかしいことになってしまった場合は、ならせた人の責任ということもあってしかるべきだと思うのです。学校の中の上がだめなときに、集団で教育委員会に物申すと、課長さんのところに直接行ってしまって「何とかしてください」という、そういうことはあります。それは訴え出る先は教育委員会というところがあって、これはいいのではないかと。なかなかそこまでのケースというのはそんなにはないと思いますけれども。

○木村会長

今具体例が挙がってきましたが、校長のリーダーシップということが強く出されてきましたが、次の議題に移ってよろしいですか。

できれば特に帰られる委員の皆さんもおりますので、12時には終了したいのです。本当は全部やる予定だったのですが、当然全部はできません。できれば4ページの2つだけは終わらせたいと思っていますので、委員の皆さん、よろしく願いいたします。

3の市長部局の専門機関が担う役割についてのご意見ありましたら、お願いします

○庄司委員

この項目を読んでいて、市長部局の専門機関とは一体何を指すのかというところ、アーチルというのは市長部局でしたでしょうか。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

アーチルは健康福祉局なので市長部局です。児童相談所と子供相談支援センターは子供未来局ということで、こちらも市長部局でございます。

○木村会長

アーチル等の市長部局で管轄している子どもにかかわる専門機関ということでここに上げたということです。

○庄司委員

何で質問したかというところ、ここの趣旨として市長部局の専門機関が担う役割ということをお話されていて、何と対比して市長部局が担う役割というところをイメージしたいのか不明で、市教委との対比という話なのか学校との対比という話なのかというところが少しわかりませんでした。

いろいろ考えていくときに、この市長部局に何を求めたいかという話をここには書か

なければいけないと思っていて、教育委員会あるいは学校と独立しているところにポイントがあるという趣旨で考えたいという理解でいいのかというところを考えていて、それで質問しました。

○木村会長

文言として「市長部局の専門機関」という言葉そのものでいいのかという部分で、この辺もう少し検討させてください。事務局と検討してみたいと思います。市長部局が担う役割そのものでもよくて、その下に専門機関があるので、そういう文言でもいいのかとも思いますし、検討させてください。

○氏家副会長

2点ほどになりますけれども、1つは先ほど前の項目で話したことと同じで、これは校外の機関ということになるでしょうし、ましてや教育部局ではないところということになるでしょうから、そうなると多分代表としてやはり校長先生ということが主になるのかと思うのですけれども、学校側の校内で起きたことだからといって判断しなければいけないことがあったとしても、どうかかわっていかかわらないとか、どのような判断をしていかかわらないというときに、仙台市そのものが教育部局以外にこういった多様な発達相談支援センター、児童相談所等がきちんとあるということは、これはない自治体から見たら何て贅沢なのだと思います。

ですから、双方向の関係性で、学校側は校内で抱え込むことがなく、こういった市長部局のほうに、もし必要があればSOSが出せるような関係であり、その逆を言いますと市長部局のほうで子どもとかかわる部局のほうから学校に対して、事が起きていないときに介入というのも難しいでしょうけれども、日ごろの連携体制というのはやはり密にあっていいのではないかと思います。

私は学校内だけで何とか解決しようというときに多分よくないことが起きているような気がしているのです。ですから、市長部局という形で教育局以外のところの同じ市の中にある他の部局がいろいろな形でかかわることによって、学校の問題への解決を図るような形での仕組みづくりはより手厚くしていただければと思っているのが1つです。その背景に、これが多分昨年度議論になったと思いますが、仙台市の市長部局の中の相談機関のほうに行政教員の方が配置されているという意義は非常に大きいはずなのだと思います。

多分先生方が何か連絡をとらなければならない必要があって具体的にやりとりをしな

ければいけないというときに、全く自分らの発想と別な人がいるというよりは、そこには誰々先生がいるというのは本当に心強いことであるはずなので、これは本当はもっと意識されていいのかと思いますし、恐らく個々の行政教員という立場でおられる先生方はまさに望んで赴任する方もおられれば、さまざまな教員としてのキャリアアップのための一環で行っている方もおられるのではないかと思いますけれども、しかし、行政教員のお立場で教育局以外のほうでお仕事をするということは学校を外から見るといい経験となることも踏まえて位置づけられているということを理解した上で、校内の先生方とのつなぎ役は本当に重要な役割なのだという職責をきちんと理解していただいて、校内だけで解決困難というときに校外の機関がどのようにかかわるかというときのキーパーソンになる方だということをさらに強調してもいいのかと思っています。

本来は校内で解決できない問題を校内だけで解決しようと思っているときによくないことが起きているような気がしますから、この市長部局の専門機関の担う役割というのは非常に大きいものだと思います。

○笛木委員

学校外のさまざまな機関が、ここには発達相談支援センターと児童相談所と書いてありますけれども、それ以外にも子供家庭支援センターとか、さまざまあって、それぞれが独立した機関で、学校とつながって連携の体制のつくりやすさみたいなところはやはり大事だと思うのです。

「うちのうちですよ」となりがちだったりするので、いじめの話でなければ例えば福祉の部分もここに出てくるのかと思いますけれども、ここで活躍するのがやはりスクールソーシャルワーカーだと思うので、学校の先生が直接それぞれの機関に相談することもあろうかと思いますが、スクールソーシャルワーカーがいて、その人がつないでくれて、例えば「ケース会議を開きましょう」というようなときの重要な役割を担うキーパーソンだと思うので、そこら辺のところが何かわかるような書き方ができるといいかと思います。

○庄司委員

第一次提言にサポート体制の充実を図ることがあって、取り組み、特にサポート体制の充実に関係しているかというところが見受けられたので、児童相談所とか、あるいは発達相談支援センターとかの相談というのは、現状、すぐに相談

に行けるものなのか、そこに相談したいと思っても相談が何カ月待ちということでは、その間放置ということになってしまいますので、そのあたりのところの充実を果たして図れているのかというところを、次回までで結構ですので確認をお願いしたいと思います。

○木村会長

第一次提言のところに児童生徒や保護者に対するより効果的な広報や利用しやすい仕組みづくりを示しましたが、これは教育委員会でもできるわけです。藤原委員からアンケートの案が出ましたけれども、むしろ市民へどう知らしめていくか。市民の方々は自分に関係ないことだと思わないで、市長部局がかかわっているわけですから、仙台市を挙げて本気になっていじめをなくしていこうとする土壌をつくっていったらいいのではないかと考えています。

それではもう1つ、4の学校と地域との連携強化、これについてご意見をいただいきます。

○庄司委員

この項目は、ここに置くのがいいのかどうかというところをご検討いただいたほうがいいかと思っていました。学校と地域との連携強化の部分というのは、その後ろの第2章の第2で学校を取り巻く地域社会に関することということで章立てするのであれば、むしろこちらに置いていただくのがいいのかと思いました。

直接的にいじめの発見とか、あるいは学校の中の体制をつくるとかという話ではなくて、まさに社会的な土壌づくりというところあれば、こちらのほうがより適切なのではないかという気がしたというところでございます。

保護者とか地域の方々、「子どもを取り巻くおとなが」というふうな形でつなぐという感じでいくと、第2章の第2のほうがよいかという印象を持ちました。コミュニティ・スクールも含めて、当会議をいじめ対策というものに対してどのような位置づけで置くのかというところにもかかわってくるかと思いますが、このあたり私もイメージができなかったものですから、意見というか、質問でございます。

○木村会長

項立ても含めてちょっと検討させてください。事務局と相談してみたいと思います。

○高橋委員

今の庄司委員のご発言ですけれども、それは少しおかしいかと思っています。弁護士さ

んに法律を語るのは申しわけないのですけれども、法制度上、これは学校の管理運営改善のための組織です。学校支援地域本部事業だとか、そういったものであれば今のご意見も私は納得できますけれども、これはあくまでも学校の管理運営改善のための制度だという法律のつくりにもなっていますので、私はこれはここでもいいのかという気がします。

そういうふうに、やはり学校支援地域本部事業と同じ同列のものだという誤解されるのがなかなか仙台で先に進めない一番の背景ではないかと私は思っておりますので、そういう意味も含めて、庄司委員の意見には私は少し疑問を持ちます。

○木村会長

それも含めてもう少し事務局と検討してみたいと思います。

○庄司委員

高橋委員がおっしゃるのはそのとおりだろうと思うのです。なので、この全体の章立てがおかしいというような違和感を最初から持つというところなのです。

未然防止に関することという言い方をしてしまうと、未然防止と学校管理運営の話というのは果たしてどうつながるのというところがはっきりしないのではないかと。まさに市教育委員会であるとか、あるいは、もっと言うと市長あるいは市民というところに伝えていかなければいけないというところで、その章立てに違和感があります。

何で学校管理運営が問題になるのかという話で言うと、学校の管理運営がきちんとできていればいじめが早期に発見できるだろうし、適切に解決に向けた道筋がつけられるでしょうと、そういうところに位置づけられるのだろうと思うのですけれども、そこがはっきりしない項目立てになりかねないという違和感というところなのです。

なので、そこも含めて会長に章立てをご検討いただければと思います。

○木村会長

わかりました。委員の皆様から多様なご意見をいただいておりますので、誰が見てもすっきりわかるようなものにもう少し検討させてください。

○笹木委員

さっきの困った校長の話について、コミュニティ・スクールになると学校の中で校長と理事会があるみたいなものです。校長も学校運営方針をしっかりと承認してもらった上でという話になるので、そこら辺のこともコミュニティ・スクール化することで解決していくかと思いました。

○木村会長

最後に高橋委員、コミュニティ・スクールについていろいろ思いがあると思いますのでいかがでしょうか。

○高橋委員

庄司委員のお話のもっともで、よくわかります。やはり根本はこの会で皆さんおっしゃっているとおり、学校だけではなくて、先生方よりほかのいろいろな方の多くの目で子どもたちを見て、問題があれば指摘したり、具体的な行動をしたりということが根本だと思うのです。いじめに対する提言であるがゆえに、私が言った法制度論とは別に、別のところに章立ててもいいのではないかというお話だとすれば実によくわかる話だと思います。

○木村会長

では、今日は半分しか進みませんでした。委員の皆様の十分なお議論を踏まえながら次回進めていきたいと思っています。

今日話し合ったことをもう1回まとめまして、それも含めてご議論いただく。まだの部分についてはそのままの状態でご議論いただく。次回に話し合いがまだ不足という場合については臨時にもう1回やる必要があるかどうか、委員の皆様からのご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。

それでは、マイクを事務局にお返しします。

3 閉 会

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

次回の会議は、10月18日木曜日、10時からお願いしたいと考えております。

以上をもちまして第9回の会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。